

横手市公告第 17 号

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

横手市長 高 橋 大

1 入札に付する事項

以下の物件を個別に入札に付し売り払う。詳細については、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムによる。

区分番号	物件名	※予定価格 (円)	入札保証金 (円)
物品 1	消防軽積載車 No.1528 平成 15 年式 小型ポンプなし	50,000	5,000
物品 2	消防軽積載車 No.1532 平成 15 年式 小型ポンプなし	50,000	5,000
物品 3	消防軽積載車 No.1533 平成 15 年式 小型ポンプなし	50,000	5,000
物品 4	消防軽積載車 No.1539 平成 15 年式 小型ポンプなし	50,000	5,000
物品 5	消防軽積載車 No.1540 平成 15 年式 小型ポンプなし	50,000	5,000
物品 6	消防軽積載車 No.6724 平成 14 年式 小型ポンプ積載	50,000	5,000

※予定価格とは、あらかじめ横手市が定めた最低売却価格をいう。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

以下のいずれかに該当しないものであること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号又は第2項各号に該当すると認められる方。
- (2) 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当すると認められる方。
又、法人にあつては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいう）が暴力団員に認められる方。
- (3) 横手市が定める横手市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびK S I（紀尾井町戦略研究所株式会社）官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方。
- (4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。
- (5) 日本語を完全に理解できない方。ただし、代理人が日本語を理解できる場合を除く。
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、代理人が日本国内に住所または連絡先がある場合を除く。
- (7) 18歳未満の方。ただし、親権者などが代理人として参加する場合を除く。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムの画面上で参加申込みなど一連の手続きを行うこと。

参加申込み（本申込み）は、令和7年6月6日（金）から令和7年6月23日（月）

までに所定の申込書により、横手市財務部財産経営課に一般競争入札への参加を申込みこと。

4 契約書案その他入札に必要な書類を示す日時及び場所

- (1) 場所 横手市中央町8番2号 横手市財務部財産経営課
- (2) 期間 令和7年6月6日(金) 13時から令和7年6月23日(月) 14時まで

5 入札の場所及び期間

- (1) 場所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム上
- (2) 入札期間 令和7年7月8日(火) 13時から
令和7年7月15日(火) 13時まで
- (3) 開札日 令和7年7月15日(火) 13時以降

6 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は一度しか行うことができない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は、認めない。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、横手市が定めた入札保証金を納付する。
- (2) 入札保証金はクレジットカードによる納付のみで、仮申し込み時にカード情報を登録する。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金(売払代金)に

充当することができる。

(4) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。

8 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、令和7年7月22日（火）までに契約を締結し、同時に横手市が定めた契約保証金を納付しなければならない。ただし、期日について落札者に特別の事情のある場合は、この限りではない。

9 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和7年7月29日（火）までに、横手市が指定する方法により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。ただし、期日について落札者に特別の事情のある場合は、この限りではない。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（横手市インターネット公有財産売却ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

入札期間終了後、横手市は開札を行い、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号（ログインID）を落札者の氏名（名称）とみなす。

12 その他

詳細に関しては、横手市財務部財産経営課（電話0182-35-2168）に照会のこと。